

（目的）

第1条 この要綱は、八王子市（以下「市」という。）において生活排水による河川、水路及び湖沼等の公共水域の水質汚濁を防止し、良好な環境を備えた街づくりを行うため、公共下水道整備区域外にある個人設置浄化槽の引取りに必要な基準を定め、「環境にやさしい街」の実現を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 この要綱は、八王子市戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例（平成16年八王子市条例第17号。以下「条例」という。）第24条の規定による個人設置浄化槽の寄付において適用する。

（用語の定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 個人設置浄化槽 条例第24条に規定する個人設置浄化槽をいう。
- （2） 排水施設 条例第2条第1項第4号に規定する排水施設をいう。
- （3） 指定工事店 八王子市下水道条例（昭和41年八王子市条例第9号）第10条に規定する八王子市排水設備工事指定工事店をいう。

（寄付受入対象）

第4条 寄付受入の対象となる浄化槽は、八王子市戸別浄化槽の設置及び管理に関する条例施行規則（平成16年八王子市規則第25号。以下「規則」という。）第25条第3項に規定する審査の基準を満たす個人設置浄化槽とする。

（排水施設の構造基準）

第5条 寄付受入の対象となる個人設置浄化槽に接続している排水施設の構造等は、規則第12条に規定する構造基準に適合するものとする。

（浄化槽等に排除するし尿等の制限）

第6条 寄付受入の対象となる個人設置浄化槽は、規則第22条に規定するし尿等を排除するような構造になっていないものとする。

（事前協議）

第7条 寄付の申出を行う者は、事前に市長と協議を行わなければならない。

（寄付申出）

第8条 個人設置浄化槽の寄付の申出は、当該浄化槽の設置者が規則第25条第1項に定める個人設置の浄化槽寄付申出書により行うものとする。

（審査）

第9条 市長は、条例第24条第2項に定める寄付の申出に係る審査に当たっては、個人設置浄化槽及び排水施設の設置又は構造が、法令、条例及び規則（以下「法令等」という。）に定める技術上の基準に適合しているかを規則第25条第1項に定める個人設置浄化槽寄付申出書（第17号様式（様式略））及び同条第2項各号に規定する書類並びに現場審査により確認するものとする。

（指摘）

第10条 市長は、前条の審査の結果、寄付の申出のあった個人設置浄化槽及び排水施設の設置又は構造が、法令等に定める技術上の基準に適合しないと認めるときは、当該寄付申出者に対し、適合していない部分について指摘することができる。

2 前項規定による指摘を受けた寄付申出者は、改修を行った後、再度現場審査を受けることができる。

（改修）

第11条 前条第1項の指摘を受けた寄付申出者は、同条第2項の改修を行う場合には、指定工事店に施工させるものとする。

（寄付の承認等）

第12条 市長は個人設置浄化槽の寄付の申出を行った者に対し、規則第25条第4項に定める個人設置浄化槽寄付受入承認通知書（第18号様式（様式略））によって通知するものとする。

(寄付の取り下げ)

第13条 寄付の申出を行ったものは、寄付の移管日の前日までに、当該申出を取り下げることができる。

附 則

この要綱は、平成16年10月1日から適用する。